

2017年（平成29年）11月27日

藤沢市代表監査委員 中川 隆 様

藤沢市情報公開審査会
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開拒否決定に関する審査請求について（答申）

2017年（平成29年）6月13日付けで諮問された、「2017年5月11日付け藤沢市監査委員公表第2号の4頁下から14行目に『また、この基準は、2012年6月28日に施行されたが、基準の策定を含む決裁原議は3年保存であったため、すでに廃棄されていた。』とあるが、監査委員が廃棄事実を確認したとすることを証明する一切の文書（廃棄起案文書、廃棄年度の廃棄文書一覧表等）」の行政文書公開請求に対する公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「2017年5月11日付け藤沢市監査委員公表第2号の4頁下から14行目に『また、この基準は、2012年6月28日に施行されたが、基準の策定を含む決裁原議は3年保存であったため、すでに廃棄されていた。』とあるが、監査委員が廃棄事実を確認したとすることを証明する一切の文書（廃棄起案文書、廃棄年度の廃棄文書一覧表等）」の行政文書公開請求に対し、藤沢市監査委員（以下「実施機関」という。）が2017年（平成29年）5月23日付けで行った行政文書公開拒否決定処分は、妥当である。

2 事実

- (1) 審査請求人は、2017年（平成29年）5月15日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「2017年5月11日付け藤沢市監査委員公表第2号の4頁下から14行目に『また、この基準は、2012年6月28日に施行されたが、基準の策定を含む決裁原議は3年保存であったため、すでに廃棄されていた。』とあるが、監査委員が廃棄事実を確認したとすることを証明する一切の文書（廃棄起案文書、廃棄年度の廃棄文書一覧表等）」の行

政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (2) 実施機関は、審査請求人に対し2017年(平成29年)5月23日付けで、次のとおり理由を付して行政文書公開拒否決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

〈拒否する理由〉

監査委員が廃棄事実を確認したことを証明する文書は作成しておらず、不存在であるため。

- (3) 審査請求人は、同年6月6日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求め審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、同月13日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取消すとの裁決を求める、というものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び意見書によると、審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 本件処分の理由は、審査請求人が公開を求める趣旨と合致する行政文書と異なる文書についての説明であり、「監査委員が廃棄事実を確認したとすることを証明する文書」の取得に関して説明する必要がある、理由提示の趣旨に照らして、不備の程度が甚しく、もはや理由の提示の要件を満たさないものと言わざるを得ない。条例第12条（理由付記等）第1項の「この場合において、当該理由は、公開を拒否し、又は一部の公開を承諾する根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」並びに、藤沢市行政手続条例第13条（不利益処分の理由の提示）第1項の「市長等は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」に違反しているものといえるので取り消すべきである。

平成26年行政不服審査法改正の概要は「①不服申立類型の整理、②公正性の向上、③利便性の向上、④審理手続における手続保障の強化、⑤透明性の向上、⑥審理の迅速化」である。裁決をすべき実施機関は、行政不服審査法改正の趣旨を理解し、行政機関の自己反省・自浄作用として、藤沢市情報

公開審査会に諮問することなく、審査請求人が公開を求める趣旨と合致すると認められる行政文書について、あらためて公開するか否かの決定をすべきである。

イ 実施機関による非公開理由説明書「4. 審査請求の理由に対する反論」(1)において、実施機関は「請求の趣旨は『監査事務局が作成した文書』という確認をしている」と弁明しているが、審査請求人の発言の一部を切り取り、独自の解釈をしていることは不当である。審査請求人は「2017年5月11日付け藤沢市監査委員公表第2号の4頁下から14行目に『また、この基準は、2012年6月28日に施行されたが、基準の策定を含む決裁原議は3年保存であったため、すでに廃棄されていた。』とあるが、監査委員が廃棄事実を確認したとすることを証明する一切の文書（廃棄起案文書、廃棄年度の廃棄文書一覧表等）」を求めているのである。実施機関が審査請求人の知る権利を無視し、独自の解釈で公開拒否したことは情報公開制度を形骸化することで許すことはできない。

実施機関による非公開理由説明書「4. 審査請求の理由に対する反論」(2)において、実施機関は不存在の理由について、「審査請求人の求めているものは、不存在であり」と弁明するが、審査請求人が不存在を求める蓋然性はなく、実施機関の説明は事実を隠ぺいしようしたものと外部からは疑われても仕方のない不適切又は不十分なものであったと言わざるを得ない。

実施機関は本件処分「公開することができない理由」において、「監査委員が廃棄事実を確認したとすることを証明する文書は作成しておらず、不存在であるため」とするが、審査請求人が公開を求める趣旨と合致すると認められる行政文書について改めて公開するか否かの裁決をすべきである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書及び口頭意見陳述によると、実施機関の主張は、次のとおりである。

ア 審査請求人は審査請求の理由の中で、「ウ) 行政文書公開拒否決定通知書の拒否する理由は、審査請求人が公開を求める趣旨と合致する行政文書と異なる文書についての説明であり、『監査委員が廃棄事実を確認したとすることを証明する文書』の取得に関して説明する必要がある、理由提示の趣旨に照らして、不備の程度が甚しく、もはや理由の提示の要件を満たさないものと言わざるを得ない(後略)」と主張するが、実施機関は本件請求を受け、決定通知前に、審査請求人に対し、請求の趣旨は「監査事務局が作成した文書」であるという確認

をしていることから、審査請求人の主張には理由がなく、認容することはできない。

イ 審査請求人は同理由の中で、「(前略) 条例第 12 条 (理由付記等) 第 1 項の『この場合において、当該理由は、公開を拒否し、又は一部の公開を承諾する根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。』(後略)」と主張するが、審査請求人の求めているものは不存在であり、「条例解釈運用基準」において、条例第 12 条第 1 項の「行政文書の不存在の理由」についての解釈では、「公開請求に係る行政文書を実施機関の職員が作成していないため」とある。よって、この解釈の趣旨に則った理由であり、瑕疵のある行政処分にあたらなことから、審査請求人の主張には理由がなく、認容することはできない。

ウ 審査請求人は同理由の中で、「藤沢市行政手続条例第 13 条 (不利益処分 of 理由の提示) 第 1 項の『市長等は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。』に違反しているものといえるので取り消すべきである。」と主張するが、前述のとおり「条例解釈運用基準」の解釈に則った理由を示していることから、審査請求人が「藤沢市行政手続条例第 13 条第 1 項」を主張する理由はなく、認容することはできない。

エ 審査請求人の請求する「廃棄事実を確認したことを証明する文書」については、監査結果に影響を与えるものでなかったもので、作成していなかったものである。

以上のことから、実施機関による本件処分に違法ないし不当はなく、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張に基づき審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件請求は、「2017年5月11日付け藤沢市監査委員公表第2号の4頁下から14行目に『また、この基準は、2012年6月28日に施行されたが、基準の策定を含む決裁原議は3年保存であったため、すでに廃棄されていた。』とあるが、監査委員が廃棄事実を確認したとすることを証明する一切の文書(廃棄起案文書、廃棄年度の廃棄文書一覧表等)」に係る行政文書の公開を求めるというものである。

(2) 本件処分について

ア 実施機関は、実施機関が廃棄事実を確認したことを証明する文書は作成しておらず、存在しないことから、請求の趣旨に合致する文書は不存在であるとして、本件処分を行った。

イ 実施機関は口頭意見陳述において、監査結果に影響を与えるものでなかったため、審査請求人の請求する「廃棄事実を確認したことを証明する文書」は作成していなかった、と述べている。

ウ 以上のことからすると、実施機関の主張に必ずしも不自然な点はなく、本件請求に係る行政文書は存在しないとする実施機関の処分は、妥当である。よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2017. 5. 15	行政文書公開請求受付
5. 23	行政文書公開拒否決定処分
6. 6	行政文書公開拒否決定処分に対する審査請求書受理
6. 13	実施機関から審査会へ諮問書の提出
6. 13	審査会から実施機関へ非公開理由説明書の提出要請
6. 28	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
7. 3	審査請求人から審査会へ意見書及び質問予定事項の提出
7. 19	審査請求人から審査会へ追加質問予定事項の提出
7. 24	審査請求人から審査会へ資料の提出 審査請求人及び実施機関の口頭意見陳述 審議
9. 25	審議
11. 27	答申

第16期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2016年2月1日～2018年1月31日)

氏名	役職名等
◎ 安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
○ 小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授
河合 秀樹	弁護士

◎会長 ○職務代理者